

## 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正について

### 1 概要

令和7年8月16日施行の住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の改正により、住基法別表に規定されている住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを利用又は提供できる事務が拡大され、既に住民基本台帳法施行条例（以下、「住基条例」という。）に規定されている監査事務局総務課所管の住民監査請求に関する事務と同内容の事務が規定されたことにより、重複する当該事務を削除するため、住基条例の改正を行う。

住基条例の改正に伴い、事務の細目を定めている住民基本台帳法施行条例施行規則について、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

第6条第5項を削除する。

### 3 施行日

公布の日。